

PATENT Attorney®

パテント・アトニー

弁理士は知的財産権を社会に活かすパートナー

特集

早期審査制度

ヒット商品を支えた知的財産権
オフィスの椅子や家具をぴかぴかに
リフレッシュする コーパークリーニング

■ 弁理士風土記

■ 特許庁からのお知らせ

■ 知的財産権 立見席

■ 知的財産権 豆知識

■ 日本弁理士会からのお知らせ



日本弁理士会広報誌

2003

第32号

早期審査制度

1. 通常審査と早期審査

特許出願は通常出願人からの出願審査の請求があつてから行われます。出願審査の請求後その出願についての審査が開始されるわけですが、出願審査の請求がなされたからといってすぐに審査に着手されるわけではありません。特許行政年次報告書2002年版によれば、審査請求はされているが審査に着手されていない件数は2001年で48万件、審査請求から審査に着手するまでの平均期間は22ヶ月、審査請求から特許査定・拒絶査定等の最終処分までの平均期間は28ヶ月です。即ち、審査請求をしても実際に審査に着手されるまでには約2年、特許されるまでにはさらに半年程の審査期間が必要とされます。

一方で、一定の要件を満たす出願については、他の出願に優先して審査を行う早期審査制度を利用することができます。この制度を利用した場合、必要な書面を提出してから審査官による審査結果の最初の通知・特許査定又は拒絶理由通知が発送されるまでの期間が約3ヶ月(2001年)と通常の審査に比べて非常に短くなっています。ここでは、どのような出願が早期審査の対象となり、早期審査を受けるためにはどのような手続きを行えばよいかについて簡単に説明します。

2. 早期審査の対象となる出願

まず、その出願について出願審査の請求がなされている必要があります。もつとも、早期審査手続は出願審査の請求と同時に進行することもできます。

次に、以下のいずれか1つの条件を満たしている必要があります。

- (1) 出願人又は出願人から実施許諾を受けた者がその発明を実施していること。
- (2) 日本国特許庁以外の特許庁へも出願している特許出願であること(外国関連出願)。
- (3) 出願人が大学・短期大学、公的研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関(承認TLO又は認定TLO)であること。
- (4) 出願人が中小企業又は個人であること。

以上の要件を満たす特許出願であれば、以下に説明する手続きを行うことによつて早期審査を受けることができます。

3. 早期審査を受けるための手続き

早期審査を受けるためには、早期審査に関する事情説明書(図参照)を提出する必要があります。

早期審査に関する事情説明書の欄の「1.事情」には、前記(1)から(4)のいずれかの該当する事項についての説明を記載します。例えば、(2)外国関連出願の場合には日本国特許庁以外の特許庁に出願を行ったことを出願番号又は公報番号を含めて具体的に記載します。

「2.先行技術の開示及び対比説明」には、

例えば先行技術調査の結果得られた先行技術のすべてを記載します。検索には、特許庁が提供する特許情報データベース検索システム(特許電子図書館(TPDL))を利用することができます。また、対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを対比検討し、

両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的に且つ簡潔に記載します。なお、詳細は特許庁のホームページの「早期審査・早期審理(特許出願)の運用の概要」をご参照下さい。

(日本弁理士会 特許委員会 委員
弁理士 山崎一夫)

(書面で提出する場合の記載例)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
【あて先】 特許庁長官 ○○ ○○ 殿
【事件の表示】
【出願番号】 特願2000-012345
【提出者】
【識別番号】 000123456
【住所又は居所】 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○号
【氏名又は名称】 株式会社○○製作所
【代表者】 特許 太郎
【提出者】
【住所又は居所】 ○○県○○郡○○町○○番地
【氏名又は名称】 株式会社○○電機
【代表者】 発明 次郎
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【早期審査に関する事情説明】
1.事情
(1) 欧州特許庁へ特許出願を行った。
(2) 出願日は○○○○年○○月○○日、出願番号は○○○○○○である。
(3) 欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下の通りである。
……
……
2.先行技術の開示及び対比説明
……
【提出物件の目録】
【物件名】 ○○○の写し 1
(○○○の写し)
<別葉に提出物件を添付して下さい>

識別番号の通知を受けていないときはこの項目を設ける必要はありません。

代理人によらない場合はこの項目を設ける必要はありません。

これは外国へ特許出願を行っている場合の記載例です。

提出物件がないときはこの項目を設ける必要はありません。

注)これは記載例です。
早期審査・審理ガイドライン(特許庁、平成15年)より。

特許庁からのお知らせ

「特許法等の一部を改正する法律」の施行について

「特許法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第47号)は、平成15年5月16日に国会で成立し、5月23日に公布されております。この法律は「知的財産戦略大綱」(平成17年7月決定)の実施に向けて1.「出願者間の費用負担不均衡の是正」と「適正な審査請求行動の促進」を図る観点からの特許関係料金制度の改正、2.特許権等に係る「紛争の迅速かつ的確な解決」に向けた紛争処理制度の合理化、3.「国際的権利取得の円滑化」の観点から特許出願・審査制度の国際的調和を目的として改正が行われました。このうち1.は平成16年4月1日、2.及び3.については平成16年1月1日から施行されます。概要は次のとおりです。

1. 特許関係料金制度の改正
 - (1) 特許関係料金の改正
 - (2) 審査請求手数料の一部返還制度の導入
 - (3) 減免措置の見直し
2. 紛争処理制度の合理化
 - (1) 特許の異議申立制度の廃止と無効審判制度への統合
 - (2) 特許無効審判・訂正審判と審決取消訴訟との関係の合理化
3. 国際的権利取得の円滑化
 - (1) 複数の発明を一通の願書にまとめて出願できる要件(発明の単一性の要件)の国際的調和
 - (2) 特許協力条約に基づく国際出願について全締約国に出願したとみなす制度の導入

法律改正の詳細については、特許庁ホームページの「特許庁の取組み(法令改正のお知らせ)」(http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyo_kaiei47gou.htm)又は、資料室(産業財産権関連法令)>過去の法律改正の概要・解説>平成15年法律改正(平成15年法律第47号)解説書(http://www.jpo.go.jp/shiryu/hourei/kakokai/sangyou_zaisanhou.htm)をご覧ください。

シリーズ
8
弁理士風土記
(滋賀県)



▲琵琶湖と筆者

私のいる滋賀県は真中に琵琶湖を有し、周りが山に囲まれた内陸県です。滋賀県の位置を知らない人は、琵琶湖のある所と覚えて下さい。滋賀県には海がありませんが、県民は広大な琵琶湖を「うみ」と言っています。私は「うみの子」なのです。

私が開業している大津市の石山は、JRで京都駅から15分、大阪駅から45分の所にあります。大阪・京都から近いいため、滋賀は人口増加率日本一

▼瀬田川(唐橋)と筆者



位で、大阪のベツドタウンになつているのですが、滋賀県というだけで「田舎」とか、「遠い所から」とか言われることが多い。「滋賀」というイメージがそうなのでしょう。

石山には、紫式部が源氏物語の草稿を練つたとされる石山寺があり、近くには淀川につながる瀬田川があります。瀬田川では、レガッタやカヌーなどがミズスマシの如く滑り、湖面にはヨットやボートが走り回っています。私は、羨ましく思いながらその光景を眺めるのみです。そのような暇と金が欲しい、と。

滋賀は工業県で、大企業の工場・研究所が多数所在しますが、本社はほとんどが県外にあります。県内の中小企業も含め、琵琶湖の周りに点在していて、しかも敷地に余裕があり、その周りに樹木を植えていることがあるため、気が付きにくく、今でも工場・研究所を「発見」することがあります。それはさておき、仕事の打ち合わせで工場などに伺うとき、ほとんどが自動車での移動になります。南に位置する大津市石山から湖北地域へ行くのに、片道2時間以上かかることもあり、帰りは辛いものがあります。そのような時、湖周道路から見る琵琶湖やその周囲の比叡山・比良山などの美しい景色に疲れを癒され、幸せを感じつつ、また環境保護に思いを馳せています。東京・大阪などの都会では味

わえない潤いがあり、「田舎」のよさを実感しています。

現在、滋賀県には4つの特許事務所があり、それぞれが地元企業・産業に貢献すべく頑張っています。発明協会の無料特許相談会や特許などのセミナー講師を可能な限り引き受けてもいます。知的財産に関する県民の意識はまだまだ低いと感じていますが、近年、立命館大学・龍谷大学の理工学部などが県内に移転してきたり、県立大学・長浜バイオ大学などの設立があり、産学官連携が活発化してきた

ことから、将来に期待しています。県内に閉じこもって仕事をしてもいいですが、私は「田舎の弁理士」にならないようにと、近畿支部の委員会や東京の本会の委員会・支援センターなどに積極的に所属し、毎月、東京・大阪へ通っています。地方で活躍されている弁理士諸兄は、できるだけ委員会などに所属されるべきと思います。地域に貢献するために。

(楠本特許事務所弁理士 楠本高義)

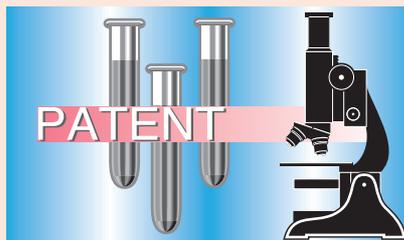
知的財産権
立見席

SARSと特許

中国をはじめとするアジア地域に猛威をふるった重症急性呼吸器症候群(SARS)は、台湾を最後に沈静化した。これで、地球上の全ての地域がSARS感染地域から解除されたことになり、旅行は勿論、海外出張は思いのまま。日・中の経済や産業の交流も、もどおりのような活発化が期待できる状況となった。これで、旅行者も一安心し、感染源とされたハクビシンの疑いはれつつあるとか。

SARSは潜伏期間が2日から10日の範囲で、急激な38℃以上の発熱と咳、呼吸困難などの呼吸器症状を起こす。猛威をふるい、WHO(世界保健機関)の発表では32の国・地域で述べ8384人の感染者と770人の死亡を報告している。2003年3月、米国のCDC(疾病管理・予防センター)がコロナウイルスの新種とし、その後WHOが原因と断定したが、抗菌薬は効かず、海外ではステロイド薬やリバリンで症状をやわらげる方法で対応しただけであった。

細菌やばい菌などが原因の疾患と異なり、ウイルスを直接殺してしまう治療法が見つかっていない。エイズなどもその一例で、ウ



イルスそのものの姿が明らかとなりながら、ウイルスそのものを直接退治することができない。ウイルス活性を弱めたり、ウイルスに強いシステムを体の中に作りあげることが検討の対象となるだけに、感染した患者を救う即効性があり、決め手となる治療薬の開発は困難を極めそう。先端技術にたよらざるを得ないわけで、技術力の高い先進国が治療法確立の鍵を握る。

先進国が開発した医薬品を疾病の多発地域や、まん延地域で安く製造したり、製造の制限をなくす課題は「特許の南北問題」として国際的に論じられ一部で可能となっている。米国のテロ事件でも炭素病に対する特効薬をめぐり、この問題がクローズアップされた。SARSにはまだ特効薬がないが、将来、このSARSで同じことが問題とされることを否定することはできない。SARS特効薬の特許権を巨額な研究投資で得ても、大量死が懸念される疾病に関しては、開放せざる得ない課題の認識が必要だ。

(T.K)

ヒット商品を支えた知的財産権

オフィスの椅子や家具をぴかぴかにリフレッシュする

ローパークリーニング

特許第2917075号
特許第3141287号
米國特許第5607516号
商標登録第30299975号



VOL. 32

ほこりやチリ、タバコの煙、手垢、落書きなどで見る影もなくなったオフィスの椅子やテーブル、パーティションがピカピカによみがえる。布張りの椅子も繊維が毛羽立つことなくフワフワとなり、5年や10年前のものと思えない。「経年変化や物理的ないたみは回復することができませんが、汚れは全て取り去ることが出来ます」(オーエイケアシステム佐久間薫社長)とするローパークリーニング技術は米國特許を取得している仕器専用のクリーニング技術。床掃除を併用させた従来のクリーニング手法とは全く違い、ウォーターダメージや繊維が剥離することもない。「オフィスの引越し時に捨てようと思うほど汚れた仕器を私どもの技術を使いクリーニングすると仕器がよみがえり、備品経費・引越経費が助かった」といまや引く手あまた。オフィスの室内をクリーニングする発想は昔からあり、米國の技術を導入したベンチャーをはじめ、乱立状態。今、この勢いが

仕器分野にも広がりはじめた。だが、1999年から2000年にかけて取得登録し、199

7年に米國特許も得ている仕器クリーニング技術「ローパークリーニング」は知的所有権に守られ、他社の追従を許さない。佐久間社長が、この分野で仕事ができるというらめた時期はオフィスクリーニングという概念もなかった。オフィスを移るときには全てを購入することが出来る経済成長期でもあり、汚くなったら新品と交換した。家具メーカー、仕器メーカーもクリーニング

するよりも交換することを勧めた。さらに「クリーニングでは仕器をいためるだけだ」(佐久間社長)とする技術の不備を強調した販売戦略を展開する事もしばしばであった。仕器クリーニングは、こうしたメーカーの反発をかきながら、進めることも必要であった。

佐久間社長らはクリーニングの本場である米國を飛びまわり、技術と市場を調査し市場規模が1兆円になると見込む一方で、特殊なクリーニング技術が必要と痛感した。技術があれば商売になると独自のクリーニング剤の開発を米國に依頼するとともに洗浄装置を独自に開発し特許を取得した。さらに洗浄のノウハウ獲得、仕器クリーニングで先鞭をつけた。「人の肌が触れる仕器のクリーニングは、ほかの技術で代用することはできない」(佐久間社長)と自信を深めているが、この技術の信頼を高め、激烈な競争を制しているのは知的財産権。「仕器のクリーニングで特許を持っているのですか」(佐久間社長とユーザーから驚異の目で見られ、安心を得ている。

(取材協力 オーエイケアシステム株式会社)

知的財産権豆知識

32

情報提供制度

特許出願がされた後、出願の公開がされると、だれでも、その出願が特許されるのを阻止する情報を提供することが出来ます。これを「情報提供制度」といいます(特許法施行規則13条の2)。

提供可能な情報は、例えば出願された発明と同じような技術が記載された文献など、出願された発明の進歩性を否定するための技術文献が主ですが、発明の記載や補正の不備を指摘することも出来ます。特許すべきか否かの審査は出願人と審査官の二者間でやりとりされ、第三者は通常蚊帳の外です。しかし、公開により発明の内容を知った第三者にとっては、審査結果をただ待つより自ら阻止したいと思うでしょう。審査官が入手困難な資料など持つていたらなおさらです。情報提供を用いれば、このような資料の存在を、特許できない理由を含めて審査官に知らせることが出来ます。審査官は提供された情報も含めて審査することになり、無用な発明に特許を与えないようになっています。

(日本弁理士会特許委員会 和田祐造)



パテント・アトニー
平成15年12月16日発行 第32号 無断転載禁止
編集/日本弁理士会広報センター
発行/日本弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013
電話 03-3581-1211(代)
FAX 03-3581-9188
http://www.jpaa.or.jp
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。

7月1日は



日本弁理士会からのお知らせ

- 「特許・意匠・商標なんでも110番」
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。
- お問い合わせは下記まで
日本弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361
日本弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200
日本弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110



◎パテント・アトニーで掲載された好評の「ヒット商品を支えた知的財産権」が2冊の本になりました。
★平成16年1月発刊予定。
ヒット商品はここから生まれる!



JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION

日本弁理士会



古紙配合率100%再生紙を使用しています。

